

○化学物質・汚染物質専門調査会（第5回）

日時：平成25年3月15日（金）9：00～11：45

議事概要：

[議事1] 清涼飲料水中の化学物質（フタル酸ジ（2-エチルヘキシル））の規格基準改正に係る食品健康影響評価について

・審議の結果、フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）の耐容一日摂取量を0.03 mg/kg体重/日とし、評価書（案）を食品安全委員会に報告することとなった。

\* フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）は、ポリ塩化ビニル（PVC）を主成分とするプラスチックの可塑剤として汎用され、PVC製品から滲出、移行又は揮散することにより、空気、土壌、水、食品中に存在しうる化学物質です。

[議事2] アクリルアミドの食品健康影響評価について

・平成24年度食品安全確保総合調査「食品健康影響評価（自ら評価）を行うためのアクリルアミドに関する情報収集と分析」の概要について、調査を実施した株式会社三菱化学テクノリサーチより説明がなされた。

・必要に応じてアクリルアミドに詳しい専門家を加え、化学物質部会で審議することとなった。

※アクリルアミドは、ポリアクリルアミドの原料などに利用され、紙力増強剤、沈殿物凝集剤、繊維加工、土壌改良剤、接着剤、塗料として用いられている化学物質です。

[議事3] ヒ素の食品健康影響評価について

・平成24年度食品安全確保総合調査「陰膳サンプルを用いた化学物質・汚染物質の分析調査事業」の概要について、調査を実施した財団法人日本食品分析センターより説明がなされた。

・総ヒ素、形態別ヒ素の調査結果については、汚染物質部会で自ら評価中のヒ素の評価書（案）の知見に追加し、引き続き審議することとなった。

※ヒ素は地殻中に広く分布する非金属元素であり、岩、土壌、水及び空気中に微量に存在します。